

第23回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月7日(水)午後1時28分から午後3時18分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 172会議室

3 出席委員(23人)

1番	清水 静枝	2番	中村 滋
3番	箱田 裕史	4番	浦恩城 由子
5番	佐藤 勲	6番	寺崎 正親
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	大野 俊彦	10番	信澤 健治
11番	中沢 幸子	12番	山田 孝夫
14番	戸塚 英子	15番	塚越 勤
17番	石川 大輔	18番	川野 健一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(2人) 13番 天田 晃 16番 永井 保伸

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
係長	矢端 ひろみ
係長	渡邊 喬丈
係長	矢島 賢一
主査	岩井 道裕
主任主事	引田 めぐみ

6 職務のため出席した農林課職員

主事	千明 正樹
主事	岩井 啓太

7 職務のため出席した榛名支所産業観光課職員

課長補佐	松 田 智 也
主任主事	吉 沢 大 輝

8 議事日程及び付議事項

- 日程第 1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第 3 議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第 4 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 6 号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第 8 議案第 7 号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第 9 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出受理について
- 日程第 1 0 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出受理について
- 日程第 1 1 報告第 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 1 2 報告第 4 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第23回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶いただきます。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

○会長 それでは、ただいまから第23回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者が2名、議席番号13番、天田晃委員、また16番、永井保伸委員の欠席がございました。本日の出席委員は23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました。続きまして議事録署名委員の指名並びに書記の任命に移ります。

それでは、議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、山田孝夫委員並びに25番、金井政明委員の両名を指名いたします。

また、書記には事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

まず初めに、これから議事に入るわけですが、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほどお願いいたします。

それでは、早速議案のほうへ移ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は宅地分譲でございまして、令和5年3月22日許可、高農委指令第1678号でございました。取消しを願う理由につきましては、不動産売買取引を解除したためとのことでございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー21が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございまして、令和7年1月22日許可、高農委指令第1509号でございました。取消しを願う理由につきましては、単有名義から共有名義での売買になったためとのこととございます。なお、関連案件といたしまして、許可取消し後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー48が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は2件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局からの説明がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんから質疑等ありましたらお受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は貸家住宅でございまして、昭和54年6月19日許可、群馬県指令西農第1981号でございました。変更の理由につきましては、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅の申請でございまして、なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書18ページ、議案第5号ナンバー20が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

質問等なければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については、新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請です。

それでは、詳細な営農計画につきましては、榛名支所産業観光課より説明をさせていただきます。

○榛名支所産業観光課 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、新たに営農を開始したいという申請になります。栽培作目はタラノメ、花き、上室田町にて農地約7アールを購入し、営農を開始する案件となります。申請人につきましては、令和7年3月25日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは西山康雄農業委員、清水隆明推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

まず、1の就農の動機です。花が好きで自然を感じながら出来る仕事をしたいと考えていたためとのことでございます。

次に、2の将来の農業経営の構想でございますが、農業を通じて自然の恩恵と人との繋がりを大切にし、農業の可能性を追求し、良いものを多くの人たちへ届けたいと考えています。将来的には農協への出荷やインターネットを使った販売をしたいと計画しております。

3の職歴及び農業経験でございますが、花きの販売歴は約4年で、自身の経営する車両整備工場の一角で栽培をしていました。今後は、地元の農家さん等に教えていただきながら野菜やハーブの資格を取得していきたい旨、聞いております。

続きまして、2ページ目の営農計画書です。栽培作目はタラノメと花きで、単位当たり収量について、タラノメ120キログラム、花き類10,000鉢を目指す計画で、家族で協力しながら従事していきます。

つづきまして、3ページ目の位置図です。太線で囲んだ箇所が今回の購入予定地になります。購入予定地の北西にあるのが自身が経営する整備工場です。

営農計画書等については、簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、またはただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー1の説明がございました。

続きまして、就農相談会に出席された西山康雄委員から報告をお願いいたします。

○20番西山委員 それでは、報告いたします。

農地法3条許可申請、審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対して、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに、以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 農業の経験はどの程度ありますか。

回答 数年前から自身が経営している車両整備工場の一角で花きを育ててファームドゥに出荷しています。タラノメについては自身の経験はありませんが、親が栽培経験をもっていて、教わりながらやっていく予定です。

質問2 農機具はどの程度持っていますか。また、ハウス等の導入の予定はありますか。

回答 現在所有している農機具は、鍬やスコップ程度です。今後、4馬力の耕運機と花き用・タラノメ用のハウスをそれぞれ導入予定です。

質問3 現時点では兼業農家になると思いますが、今後の農業の展望はどのように考えていますか。

回答 最初は朝夕1時間ずつ程度農業をしたいと考えています。軌道に乗ってきたら、だんだん農業へ携わる時間を増やしていき、農業への出荷やインターネットでの販売もしていきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま報告が終わりました。これより審議に入ります。

今回、タラノメと花の方をやるということなので、佐藤委員見て、どうだろうこういう花、今後インターネットで売るんだっけ。

○5番佐藤委員 そうですね、まず何を作るかっていうのが、このなでしこかって書いてあるんですけど、これは作ったことがあるんですか。

○榛名支所産業観光課 ここにあるものについては栽培経験があると伺っております。

○5番佐藤委員 そうですか。単価はこの3分の1位だと思います。500円と出てますが、150円位じゃないかなと思います。

○会長 物価も上がっているから、将来これくらいになるだろうと思っていると、とんでもない。

○5番佐藤委員 そうですね。花の値段は年々下がってきておりますので。

○会長 こういうアドバイスも専門家からもらわないと。タラノメに関してはやっている方もおられると思うので、単価的にはどうなんだろうな、キロ3400円。そのぐらいいくのかね。ちょっと高く

見てるかな。どうだろう、分かる人は。

○24番設楽委員 値段はともかく、タラノメって、3年くらいで忌地がおきちゃって、良いのが取れなくなっちゃうから、4アールくらいだと3年くらい取ったらもうタラノメ出来なくなっちゃうので、それは言ってあげた方が良いかなと思います。

○会長 それは植替えしてもやっぱりダメなのかな。

○24番設楽委員 そうですね。忌地になっちゃうので。ゴボウとかと同じで10年くらいのサイクルで近所の人は作っています。

○会長 そうなの。事務局、よくメモしといて、本人に言った方が良いから。

○榛名支所産業観光課 申請人からは水耕栽培という形でお伺いしております。

○会長 水耕っていっても植えたの切つてあれだろう。養生して

○24番設楽委員 4アールじゃ養生出来ないですよ。

○会長 事務局、ずっと同じ場所だとダメになるから、そのことも良く話しといて。

どちらにしても、今農業者が減って行って、こういう意欲のある人がやってくれないと。

他にどうかな。アドバイスでもあれば。

○25番金井委員 新規の方について、色々注意点みたいなやつを添付してやって、やるって話もあるし、今意見も出てますので、一応認めますけど、条件付けるっていうのはあるんですかね。

○会長 そういう話は事務局から口頭で話す、事務局から。どうする。

○事務局 そうですね、そうならないように事前に農業委員さんにも立ち会いのもと面談もしてきているので、それを以って計画書を総会に出ささせていただいているので、今回ご意見いただいたので、申請人には伝えますが、事前に就農相談に皆さんに出ていますので、その際にアドバイスをいただいて、総会でご指摘はないようなものを就農相談会のうちにやっていきたいなと思いますので、ご協力をお願いします。

○会長 この人は本業と兼ねて最初はやっていくんだよね。

○事務局 そうです。補助金を貰わないということもあって、西部も立ち会っていないんですね。なので、それ程厳しい営農計画では無いのは事実なんですけど、農業に参入する間口を広げる意味もあります。

○会長 事務局から良く話をしてください。

それでは許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、後継者として申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した申請地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は令和7年6月22日から令和8年6月21日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書14ページ、議案第5号、ナンバー1が提出されております。

12番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、こどもの農業体験学習のため申請地を買い受けて使用したいという申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は売買、以前より借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作した

いという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、15件でございます。なお、この15件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー2から16まで事務局から説明がございました。

それでは、これよりその件に関して審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

このナンバー12、譲受人は東京の人だけでも、帰ってくるって言ったっけ。

○事務局 こちらにも家がありまして、最初は行ったり来たりになります。耕作の期間はこちらに泊まって耕作をするという形で。

○会長 その他、皆さんから質問あればお願いします。

こういう譲受人がいないと、みんな耕作放棄地になるってことだね。

どうでしょう、なければ許可とすることでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 通路として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。また、関連案件といたしまして、5条許可申請、議案書14ページ、議案第5号、ナンバー3が提出されております。

2番 住宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○会長 ただいま4条の説明がございました。

これより審議に入ります。質問等ございましたらお願ひいたします。

どちらも許可を受けてなかったということで、こういうのが何かのきっかけで分かったなんてそんなことが多いですね。

どうでしょう、皆さんのほうから質問等ございますでしょうか。

なさそうなので許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続いて、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められておまして、令和7年6月22日から令和8年6月21日までの1年の申請でございます。また、地上権設定の3条許可申請である議案書9ページ、ナンバー11が関連案件でございます。なお、3条の使用権設定の許可と、こちらの5条の許可の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請、ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。図面中央の赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして2枚目が案内図でございます。近隣公民館から東に約240メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲まれた箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、北側が公衆用道路、西側と南側が畑及び山林、東側が山林でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には既に太陽光パネルが設置されております。架台支柱が92本、パネルの枚数が240枚設置してあり、周囲にはフェンスが設置されています。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図になっております。最低地上高は2メートル、最高地上高3.37メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルになっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。

営農型発電設備の下部の農地の面積ですが、1,380平米でございます。

営農者の属性はオになります。属性がオになりますので、許可期間は最大で3年間でございます。

営農者の農作業経験は40年であり、作付作物については4年間の農作業経験がございます。

1枚おめくりください。2の栽培計画ですが、引き続きブルーベリーを栽培する計画でございます。作付面積は1,380平米で、申請地全体に作付けしております。

1枚おめくりいただきまして営農に必要な農作業の期間ですが3月から5月にかけて追肥、除草、剪定、収穫を行い、11月、12月に適宜植替え作業を行うと伺っております。

1枚おめくりいただきまして利用する農業機械についてですが、トラクター、軽トラックを利用すると伺っております。農作業に従事する者につきましては、2名となります。

下部の農地における単収見込みにつきましては、ブルーベリーの平均的な単収は10アールあたり244キログラムでございます。本申請地における収量は10アールあたり244キログラムを見込んでおり、計画通りの収穫であれば、平均的な単収の100パーセントになる見込みでございます。なお、こちらの平均単収につきましては、令和4年度の農林水産省生産実態調査の数値となります。

1枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、ブルーベリーは半陰性であり、パネル下部の日照条件でも散乱光を含む太陽光で生育は十分に可能であり、適度な遮光によって葉枯れを防ぐなどの効果も期待できるため、栽培は可能とのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2メートル、最高地上高3.37メートル、間隔3メートルでございます。作業を効率的に行ううえで通常必要な空間及び生育後の作業空間につきましても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、必要な知見を有する者の意見書でございますが、物理的には問題無いとのことですが、水不足や管理不足により苗の成長が芳しくなかったため、苗木の追加を行ったところであり、管理不足を補うことで今後の収穫が見込まれるとのことでもあります。

次のページ以降は収支の見込みや現地の写真でございます。参考までにご覧ください。

なお、こちらの案件につきまして、先日の北部事前協議において、土壌の改良等について委員の皆様からご助言をいただきました。ピートモス等を入れて強酸性に保ち、適切に管理すればブルーベリーの栽培はそれほど難しくない。また、必要に応じて地元の委員さんから栽培におけるアドバイス等もいただけるということでしたので、その旨代理人に伝えましたところ、設置会社、営農者よりこの1年間はブルーベリーの栽培をしっかりとやっていくということで話がありました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明がございました。

続きまして、調査報告ですけれども、今回第2班になっております。調査班長の信澤健治委員から報告をお願いいたします。

○10番信澤委員 事前調査報告、第2班班長、10番、信澤健治。農地法第5条許可申請、審議ナンバ

ー1について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者1名と代表者1名の計2名の出席でした。

質問1 圃場の状況を確認してみましたが、苗木の本数が少ないように見えました。昨年からの調査の後から植替えなどはしたのですか。また、外周フェンスの下部の隙間が広く、獣害の恐れがあると思われませんか。

回答 最初に140本の苗木を植えましたが、根腐れしたものや枯れてしまったものを40本ほど植替えました。外周のフェンスは人間の立ち入り防止を目的とした仕様で設置しています。問題が生じた場合は、対処します。

質問2 ほとんどの苗木が生育が悪く伸びていない状況です。ブルーベリーは土壌に合わないと思います。他の作目への変更は検討していますか。

回答 ブルーベリーが上手くいかない場合は、作目を変更しなくてはいけないと考えています。隣の畑で栽培しているワラビや自生しているフキが繁茂している状況ですので、土壌の検査をして土に合う作目を検討したいと考えています。

質問3 高崎以外に営農型の圃場があるとのことですが、高崎と同様にブルーベリーを栽培しているのですか。

回答 九州と三重でそれぞれハランやタマリユウを栽培しています。そちらは順調に生育しており、収量も取れています。高崎の圃場が上手くいっていないのは、土壌に作目があっていないことと、併せて、日常的な管理が行き届いていないこともあると感じています。圃場管理を営農者に任せきりな体制に問題があるため、会社として改善していきたいと考えています。

質問4 作目を変更することを視野に入れて土壌の検査をした方が良いと思います。その結果により営農型のパネルの下で栽培可能な、土壌に適した作目を選択すべきだと思います。継続して許可を受けるために重要なことは収量です。収穫量を増やす努力をしてください。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。

それでは皆さん、質問等ありましたらよろしく申し上げます。

○22番飯野委員 2班で現地を見させてもらいました。その中で今、1年ということで申し入れがあったんですけども、この申請書の中で単収の見込みなんですけども、昨年は報告というのはあったんですか。

○事務局 報告はございましたが、収穫量は無という形になっております。

○22番飯野委員 それなのに、こちらの作付け予定地に見込みが244キログラムということになってるんですけども、どうしてこういう数字が出てくるんだろうと理解出来ないんですけども。

○事務局 こちらは目標値となっております。

○22番飯野委員 目標値ってということでこういう数字でよいのかっていう疑問なんですけど。

○会長 目標あったって、この数値に近づけてもらわなきゃ困るんだけど。営農者は近くなんだっけ。近くでも草刈もしてないし、これどこにブルーベリーがあるんだって状態だったんだよね。きちんと管理をしてもらわないとね。そういうことではこれはちょっと管理不足、真剣にやってないなって見られちゃうからね。最初は令和4年だったっけ。3年目だから収量もね。いかにしても、管理不足か土地に合わないのか。皆さんからこういう作目にした方が良いんじゃないかってありましたら意見出してもらって。どうでしょうね。だからピートモスとかそういうの入れないのかね。

○事務局 そういうご意見を北部の事前協議でいただきましたので、それはお伝えさせていただきました。

○会長 まだこの後ブルーベリー続けてやるんだったら、それぐらいのことをしないとダメですよって、ちょっと話さないとね。今後もブルーベリーに拘るんだたらちゃんとやってもらわないと。毎年この結果じゃ困るんでね。そうすれば、1年ということで進めてよろしいでしょうか。

○25番金井委員 なんか今の話からすると、将来的に見込が無くてもって感じが私はするんですけども、これ許可しないっていう手もまた厳しくって、本人が1年間努力するっていうのも見たい気はするんですけども、今までの話聞いてると、許可しなくても良いんじゃないかって気もするんですけども、強く言ってもらって話ですよ。

○事務局 委員さんからもご助言いただきながらやっていただくように伝えておきます。

○会長 それでは許可相当という判断でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは許可相当とします。

これから一括審議に移ります。南部地区。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農作物及び農作物加工品直売所を建築したいという農業用施設の申請でございます。

3番 契約内容は売買、通路として使用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書12ページ、議案第4号、ナンバー1が提出されております。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地と一体利用の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 5月2日付で申請者より取下げ願いが提出されたため、取下げをお願いします。

16番 契約内容は売買、選果場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書5ページ、議案第2号、ナンバー1が提出されております。

21番 契約内容は使用貸借、需要の見込まれる申請地を借り受けて長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。また、関連案件といたしまして、議案書3ページ、議案第1号、ナンバー

1が提出されております。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は売買、近隣にアパートを所有しているが駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は、取下げ1件の除く24件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○会長 ただいま南部地区の一括案件の説明がありました。これより審議に入ります。皆さんから質問等あればお願いします。

ナンバー10、面積が上限の面積より多いのですが、事務局から説明してもらえますかね。

○事務局 ナンバー10とその前の9についても同様ですが、旗竿地ではあるんですが、形が歪なため、実際の敷地に至るまでの通路が広がってしまっているというような形で面積が大きくなっている状況でございます。

○会長 一般的には250から750でしたっけ、そうだよな。この2件が面積大きいんだけど、形がね、悪いこともあって、これだけの面積が必要なんだけれど。

他に何かご意見あればお願いします。なければ南部地区の一括案件を許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 分かりました。

ちょっと休憩を入れます。

休 憩

再 開

○会長 時間になりましたので、これからまた再開いたします。

北部地区の審議に入ります。

では、事務局、お願いします。

○事務局

27番 契約内容は売買、自宅敷地に隣接する申請地を買い受けて庭として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地、転用済みの田と一体利用の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

28番 契約内容は売買、需要が見込まれる申請地を買い受けて住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。

29番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

33番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

34番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

38番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、需要が見込まれる申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は贈与、自宅敷地に隣接する申請地を譲り受けて庭として使用したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

46番 契約内容は売買、自宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、転用済みの畑と一体利用の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書3ページ、議案第1号、ナンバー2が提出されております。

49番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

50番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

54番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

55番 契約内容は使用貸借、農業用施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます、宅地、転用済みの田、畑と一体利用の申請でございます。

56番 契約内容は使用貸借、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、農業用施設として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます、山林、転用済みの畑と一体利用の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

59番 契約内容は売買、自宅敷地に隣接する申請地を買い受けて庭として使用したいという住宅の敷地拡張の申請でございます。

60番 契約内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます、宅地、公衆用道路と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、取り上げ1件を除く58件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ご苦労さまでした。ナンバー27から60番ね。北部地区の議案の説明がありました。

それでは、これより審議に入ります。

ナンバー52、航空写真でも見てもらったんですけど、面積が3,000平米以上ということで、農業委員会ネットワーク機構常設審議会に諮ってもらうということで。これは上にも太陽光のパネルあるのかな。

○事務局 周辺にも太陽光が設置されている状況です。

○会長 常設でも色々質問が出るんですよ。貯水池は大丈夫かいとか。

○20番西山委員 雨水の話は聞いている。

○事務局 素掘りの側溝を設置するというので、東西南に。

○20番西山委員 回り中が全部ソーラーで。昨日見に行ったんだけどさ、この前出たやつも雨水の関係をどうにかしなきゃって悩んでたから。ちゃんとしてくれないって言ったんだけどさ。

○会長 下の方に大水でも行くと、ってことがあってからじゃ遅いでね。その前に対策しとかないと。

○25番金井委員 ナンバー60なんですけども、公衆用道路と一体利用って書いてあるんですけど、公衆用道路は公の土地ですよ。それで一体利用ってできるんですか。公共用地と一体利用ってあり得るんですか。

○事務局 赤道に隣接している農地になりまして、赤道を一体利用する計画となっております。

○25番金井委員 公衆用道路って道路用地ですよ。公衆用道路って市有地じゃないんですか。

○20番西山委員 榛名の場合は公衆用道路だけだし、登記しないから所有権は個人になっていることがある。

○25番金井委員 個人でもこういうことがあるんですか。

○20番西山委員 俺んこの山林なんか公衆用道路だけどみんな登記しないんだよ。ただみんなで利用はしますよって公衆用道路。これも多分そう。

○25番金井委員 公衆用道路って書き方は良いんですかね。

○20番西山委員 榛名の方は1筆ずつだと登記するのに金がかかりすぎるっていうんで、分筆はするんだけど、あくまでも個人の名義になっているんだよ、公衆用道路が。

○25番金井委員 公衆用道路が個人の土地の馬入れみたいな話じゃなくて。公衆用道路なんですよ。

○20番西山委員 とりあえず道としてみんなが利用するけど。

○25番金井委員 公衆用道路だから管理者は市ですよ。けども所有権は民地けども、管理は市になるんですか。

○20番西山委員 結構矛盾があるんだよ。

○25番金井委員 とりあえず分かりました。

○会長 他にございますでしょうか。

では、ナンバー52については農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 その他についても許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 今、事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告なのですけれども、これは倉渕町ですので、戸塚英子委員から報告をお願いします。

○14番戸塚委員 それでは、現地を確認した結果を報告いたします。4月10日、推進委員の唐澤徳章委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は接道もなく、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断したことを報告いたします。

以上です。

○会長 ただいま戸塚委員からの報告がございました。これから審議に入ります。皆さんから質問等ありましたらお願いします。異議が無ければ証明してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続きまして、議案第7号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請についてということで、高崎市農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいか審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○農林課

議案第7号 高崎市農用地利用集積等促進計画の要請について。

農林課です。議案、農用地利用集積等促進計画についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしているA4横の冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画」と、A4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」及び「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」をご用意ください。

従来までの利用権設定等促進事業が令和4年の農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農地中間管理事業に一本化され、農用地利用集積等促進計画による権利設定が行われます。農地中間管理事業は、県から指定を受けた農地中間管理機構が、農地の中間的受皿として所有者から農地を借り受け、農業の担い手へ貸付けを行う事業です。今回の議案は、令和7年7月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

お手元の薄い冊子「高崎市農用地利用集積等促進計画総括表」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。まず、借手は89名、貸手は199名です。中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が229筆、30万9,252平米、地目、田の期間借地が64筆、11万9,832平米、地目、畑の通年が69筆、9万6,951平米、地目、畑の期間借地が2筆、2,342平米、合計で364筆、52万8,377平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は274筆で、割合は75.3%となっております。

続いて、裏面の総括表2ページ目を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が217筆、33万2,159平米、畑が46筆、6万2,352平米、10年から15年未満の農用地について、田が75筆、9万4,461平米、畑が18筆、1万9,771平米、15年から20年未満の農用地については、田が1筆、2,464平米、畑がゼロ筆、20年以上の農用地について、田がゼロ筆、畑が7筆1万7,170平

米となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま説明がございました。

この件に関して皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

やっぱり田の方が多いですね。米価も上がったからね。他の農産物も上がってもらわないと。消費者は高い高いなんて言ってるけど、それなりに経費がかかっているんだからね。それなりの値段ではないと。

この資料等で何か質問等ある人がいましたらお願いします。

異議がなければ、要請してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それでは、ここで議案のほうが終わりますので、続きまして報告事項に移ります。

第1号から第4号まで、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は事務所・倉庫、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域ほか16件、合計17件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため、受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請2件、5条申請は取下げのあった1件を除く37件、合計39件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和7年4月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

今の説明で、皆さん質問ありますか。ないですね。

それでは、それ以外に事務局のほうからないですか。いいですか。

◎閉会の宣告

○会長 では、以上をもちまして第23回農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

午後 3時18分 閉会